



福岡医発第 2322 号 (総)

令和 5 年 12 月 19 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 蓮 澤 浩 明

(公 印 省 略)

福岡県医師会代議員及び予備代議員の選出方委託について
(お願い)

師走の候 貴職益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、現在在任中の本会代議員及び同予備代議員は、定款第 15 条の規定により、令和 6 年 1 月 31 日をもって任期満了となります。

したがって、定款第 16 条第 1 項及び定款施行規則第 9 条第 1 項の規定により、代議員及び予備代議員の選出は各医師会に委託して行うことになっております。

つきましては、貴会において次期代議員及び予備代議員を、それぞれ別紙人数ご選出の上、令和 6 年 1 月末日までに別紙名簿によりご報告下さいようお願い申し上げます。

別紙名簿は、本会総務課 (fpma-somu@fukuoka.med.or.jp) へメールにてご返信ください。

なお、

1. 代議員及び予備代議員の選出数は、定款施行規則第 11 条第 1 項及び第 12 条の規定により、令和 5 年 12 月 1 日現在の貴会会員数を基準として算出いたしました。
2. 関係の定款及び定款施行規則の抜粋を添付いたします。
3. 選出いただく代議員は、内閣府が示しております別紙「代議員制度（留意事項）」の 5 つの要件を充たしたうえで、選出されていなければなりません。したがって、本会代議員及び予備代議員の選挙に当たっては、本会定款並びに定款施行規則の規定に則って、適正に選出していただきたいと存じます。
4. 内閣府では、代議員の選挙を他団体に完全に委ねることは不相当であるとしたうえで、委託側の責任者による一定の関与の下に代議員選挙が行われることを求めています。すなわち、各郡市医師会へ本会代議員の選挙を委託する際には、本会として一定の関与が必要となりますが、本会と致しましては、本通知で 5 要件を照会したうえで、代議員選出を適正に行う事を依頼しており、一定の関与を行ったと判断致します。

定 款 及 び 定 款 施 行 規 則 抜 粋

福岡県医師会定款

第 4 章 代議員及び予備代議員

(代議員の員数その他)

第 14 条 本会に、代議員を置く。その員数は、別に定める基準により、概ね会員 100 名の中から 1 名の割合をもって選出する。

2 前項の代議員をもって法人法上の社員とする。

3 代議員は、本会の役員及び裁定委員を兼ねることができない。

(代議員の任期)

第 15 条 代議員の任期は、選出後最初に到来する 2 月 1 日より 2 年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了時において、代議員が代議員会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条）を提起している場合（同法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は上記訴えに関する限りにおいて社員たる地位を失わない（当該代議員は、代議員会において解散以外の事項については議決権を有しないこととする）。

3 代議員の任期が満了しても、後任者が選任されるまでは、代議員は、引き続きその職務を行わなければならない。

(代議員の選出)

第 16 条 代議員は、別に定めるところにより、郡市医師会において選出する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

2 前項の選出において、会員は等しく選挙権及び被選挙権を有する。

3 代議員に欠員を生じたときは、別に定めるところにより、当該郡市医師会は、後任の代議員の選出を行うものとする。

4 後任として選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 郡市医師会会員のうち、本会の会員でない者は、本会代議員選出についての議決権を有しない。

(代議員の資格の喪失)

第 17 条 代議員は、辞任届を提出することにより、任意にいつでも代議員を辞任することができる。

2 代議員会は、正当な事由があると認められる場合には、総代議員の 3 分の 2 以上の多数による決議により、代議員の資格を喪失させることができる。この場合、その代議員に対し、代議員会の 1 週間前までに、理由を付して資格喪失に関する議案の内容を通知し、代議員会において弁明の機会を与えなければならない。

3 前各項の他、代議員は、次に掲げる事由によって代議員の資格を失う。

(1) 第 6 条第 2 項又は同条第 3 項の規定による会員資格の喪失

(2) すべての代議員の同意

(予備代議員)

第 18 条 代議員に事故があるときに備えて、予備代議員を置く。

2 代議員に事故があるときは予備代議員に議決権を代理行使させることができる。

3 第 14 条第 1 項及び第 3 項(代議員の員数その他)、第 15 条第 1 項及び第 3 項(代議員の任期)、第 16 条(代議員の選出)並びに第 17 条(代議員の資格の喪失)の規定は、予備代議員について、準用する。

福岡県医師会定款施行規則

第 4 章 代議員及び予備代議員の選出

(代議員及び予備代議員の選出の委託)

第 9 条 定款第 16 条及び第 18 条の規定に基づく本会の代議員及び予備代議員の選出は、郡市医師会に委託して行う。

2 会長は、前項の委託に関する状況の報告を、いつでも郡市医師会会長に対して、求めることができる。

3 第 1 項の選出が本章の定めるところにより適正に行われるよう、会長は必要と思料する処置の実施を、いつでも郡市医師会会長に対して、求めることができる。

(代議員及び予備代議員選出の報告)

第 10 条 郡市医師会において本会の代議員及び予備代議員の選出が行われたときは、当該郡市医師会会長は、その代議員及び予備代議員の氏名、生年月日、住所を、遅くとも 1 月末日までに、補欠の選出の場合にはその都度、本会会長に報告するものとする。

(代議員及び予備代議員の定数基準)

第11条 本会の代議員の定数は、会員総数が100名以内の郡市医師会においては1名、100名を超えるものにおいては、100名又はその端数を加えるごとに1名を加えた員数とする。

2 予備代議員の数は、代議員の数と同数とする。

(代議員選出における会員名簿及び員数決定)

第12条 本会の代議員の選出の基準となる本会会員数は、毎年12月1日現在の会員名簿による。

2 各郡市医師会において選出すべき本会の代議員の員数は、本会の決定したものによる。

(会員数の異動)

第13条 本会の代議員の選出後において、当該郡市医師会の会員数に異動があっても、次の改選期までは、その代議員の定数は変更しない。

2 第1条の郡市医師会に異動を生じた場合は、代議員及び予備代議員の任期中においても、第10条及び前項の規定にかかわらず、その異動のあった日から起算して30日以内に、第11条の規定によりその異動のあった月現在の会員数によって、新たに当該郡市医師会の代議員及び予備代議員の選挙を行い、本会会長に報告するものとする。但し、その任期は改選前の代議員及び予備代議員の残任期間とする。

(代議員及び予備代議員への立候補)

第14条 本会の代議員及び予備代議員になろうとする者は、当該郡市医師会会長に届け出なければならない。

2 会員が他の会員を本会の代議員及び予備代議員の候補者として推薦しようとするときは、前項と同様、その旨を届け出なければならない。

(代議員及び予備代議員の候補者の公示)

第15条 郡市医師会は、前条の規定により届出のあった本会の代議員及び予備代議員の候補者については、これを当該郡市医師会の代議員会または総会に公示して、その選出を行わなければならない。

代議員制度（留意事項）

① 「社員」（代議員）を選出するための制度の骨格（定数、任期、選出方法、欠員措置等）が定款で定められていること

→ 定款における「社員の資格の得喪」に関する定め（一般社団法人又は一般財団法人に関する法律（以下「法」）第 11 条第 1 項第 5 号）の内容として、少なくとも、定款において、社員の定数、任期、選出方法、欠員措置等が定められている必要がある。

② 各会員について、「社員」を選出するための選挙（代議員選挙）で等しく選挙権及び被選挙権が保障されていること

→ 代議員（社員）の選定方法の細部・細則を理事会において定めることとしても、少なくとも、「社員の資格の得喪」に関する定め（法第 11 条第 1 項第 5 号）の内容として②の内容を定款で定める必要がある（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 14 号イ参照）。

③ 「社員」を選出するための選挙（代議員選挙）が理事及び理事会から独立して行われていること

→ ①で、社員（代議員）の選出方法を定款に定めた場合でも、理事又は理事会が社員を選定することとなるような定めは法第 35 条第 4 項の趣旨に反する。定款の定めにおいては、②の内容とともに明記することが考えられる。

④ 選出された「社員」（代議員）が責任追及の訴え、社員総会決議取消しの訴えなど法律上認められた各種訴権を行使中の場合には、その間、当該社員（代議員）の任期が終了しないこととしていること

→ 例えば、社員が責任追及の訴えを提起したものの、訴訟係属中に任期満了により当該社員が社員の地位を失った場合には、代表訴訟の原告適格も失うおそれが高い。そのため、比較的短期間の任期の社員を前提とする代議員制においては、事実上、任期満了間際に社員が訴権を行使できなくなるため、社員に各種の訴権を保障した法の趣旨を踏まえ、④の内容を定款に定める必要がある。

⑤ 会員に「社員」と同等の情報開示請求権等を付与すること

→ 法は、「社員」によるガバナンスの実効性を確保するため社員たる地位を有する者に各種の権利を付与している。かかる法の趣旨を踏まえ、旧民法では「社員」の地位にあった者を新法下で「会員」として取り扱うこととするような特例社団法人等については、社員の法人に対する情報開示請求権等を定款の定めにより「会員」にも認める必要がある。

（内閣府公益認定等委員会「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項について」抜粋）

福岡県医師会代議員数

令和6年2月1日～

医 師 会	代議員数
北 九 州 市	20
遠 賀 中 間	2
京 都	2
豊 前 築 上	1
福 岡 市	28
筑 紫	6
糸 島	2
粕 屋	4
宗 像	3
九 州 大 学	3
福 岡 県 庁	1
直 方 鞍 手	2
田 川	2
飯 塚	4
久 留 米	8
大 牟 田	3
八 女 筑 後	3
朝 倉	2
小 郡 三 井	2
大 川 三 潴	2
柳 川 山 門	2
浮 羽	1
計	103

福岡県医師会代議員名簿

令和6年2月1日

医師会

[illegible]

福岡県医師会予備代議員名簿

令和6年2月1日

医師会

[illegible]